

九大医人二第98号  
令和7年2月3日

各 位

九州大学大学院薬学研究院創薬育薬産学官連携分野  
准教授候補者選考委員会委員長  
九州大学大学院薬学研究院長  
小 柳 悟

薬学研究院創薬育薬産学官連携分野准教授（有期教員）候補者の推薦について（依頼）

創薬育薬産学官連携分野では、准教授（有期教員）の候補者を募集いたします。

本分野では、薬学研究院が推進する産学連携研究「アミノ酸ならびに関連キラル化合物分析技術の社会実装による難治性疾患診断の確立を始めとする産学官連携創薬育薬研究事業の推進」に即戦力として貢献できる研究者を募集します。特に、薬学の分析化学領域においてアミノ酸関連キラル化合物の分析技術に精通して社会実装に熱意を持ち、先端的かつ高度な研究を遂行している研究者を募集します。また、教育面においても物理系薬学分野の教育実績を有し、物理系薬学を中心に学部・学府講義、国際化関連講義などを積極的に推進する意欲があり、即戦力として貢献できる方が望まれます。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、貴学又は関係機関に適任者がおられましたら、ご推薦賜りたくお願い申し上げます。

1. 雇用期間

採用日（令和7年6月1日以降できるだけ早い時期）から5年間（雇用期間の更新無し）。  
ただし、本学における2回以上の有期労働契約の通算は10年を越えることができません。

2. 応募資格

博士の学位を有すること。

3. 提出書類（提出書類は返却しません。）（様式はA4判サイズ）

- 1) 履歴書（写真貼付）
- 2) 研究・業績目録
- 3) 主要原著論文10篇及び総説等3篇以内の別冊
- 4) 特許目録（取得・公開・出願番号等明記）
- 5) 科学研究費等の外部資金の獲得状況
- 6) これまでの研究概要（2000字程度）
- 7) 着任後の教育及び研究に対する抱負（2000字程度）
- 8) 社会との連携、その他特記事項
- 9) 推薦書（自薦他薦は問わない）及び本人について問い合わせの出来る方の氏名と連絡先

4. 応募締め切り

令和7年2月14日（金）正午（メール必着）

5. 提出先、提出方法

提出書類一式を1つのフォルダにまとめて、九州大学ファイル共有システム(Proself)の下記のURLへアップロードしてください（PDF、Word、Excelのみ）。

各ファイル名は「応募者氏名\_書類名」、フォルダ名は「応募者氏名」としてください。

《アップロード先 URL》

<https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/zqZQgK3JboARgkyurExOdKMF81etckqlCrXdYITxWuIB>

パスワードは不要。

なお、アップロードした旨を、メールにて [ijssjinji2@jimu.kyushu-u.ac.jp](mailto:ijssjinji2@jimu.kyushu-u.ac.jp)（医系学部等事務部総務課人事第二係）へご連絡ください。

## 6. 問い合わせ先

九州大学大学院薬学研究院・創薬育薬産学官連携分野

准教授候補者 選考委員会委員長 小柳 悟

電話：092-642-6611

E-mail：[koyanagi@phar.kyushu-u.ac.jp](mailto:koyanagi@phar.kyushu-u.ac.jp)

## 7. 職業安定法に基づく明示事項

- (1) 業務内容  
教育・研究
- (2) 就業場所  
薬学研究院（福岡市東区馬出3-1-1）
- (3) 就業時間、休憩時間、時間外労働  
同意に基づき、専門業務型裁量労働制適用（みなし労働時間：1日7時間45分）
- (4) 休日  
土日、祝日、12/29～1/3
- (5) 賃金  
年俸制（令和2年4月1日導入の年俸制）  
なお、年俸額については経験等に基づき本学の関係規程により決定します。
- (6) 加入保険  
雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金
- (7) 募集者の氏名又は名称  
九州大学大学院薬学研究院
- (8) 受動喫煙防止の状況  
敷地内全面禁煙

## 8. その他

- (1) 選考の過程で、馬出キャンパスにおいて公開講演会をお願いする場合があります。なお、同講演会に参加するための旅費や宿泊費などの費用は支給しません。
- (2) 九州大学では男女共同参画基本法（平成11年法律第78号）の精神に則り、教員の選考を行います。  
〔九州大学男女共同参画推進室〕 <http://danjyo.kyushu-u.ac.jp/>
- (3) 九州大学では、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の趣旨に則り教員の選考を行います。
- (4) 九州大学では、平成29年7月より配偶者帯同雇用制度を導入しています。
- (5) 過去に学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を履歴書等に必ず記入願います。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。